

令和2年〇月〇日
三重県医療保健部
地域医療推進課

三重DMA T派遣要請の考え方（案）

1. はじめに

この考え方は、三重DMA T運営要綱（以下「DMA T運営要綱」という。）及び三重DMA T運営計画（以下「DMA T運営計画」という。）に基づき実施する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）の派遣に関して、派遣要請等に係る具体的な手順等を定め、円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、局所災害（交通災害や爆発、崩壊など限られた範囲で発生した災害をいう。）においての対応は、特にDMA T派遣要請と医療機関における傷病者の受け入れ対応が密接に関わるため、この考え方を定めることとする。

2. DMA Tの概要

地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故といった災害の急性期に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療チームのこと。

3. 三重DMA T指定病院一覧（R1. 9. 13現在）

医療機関名	災害医療圏	チーム数
三重北医療センターいなべ総合病院	桑名	1
県立総合医療センター	四日市	4
市立四日市病院	四日市	2
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿	2
三重大学医学部附属病院	津	3
三重中央医療センター	津	3
上野総合市民病院	伊賀	1
名張市立病院	伊賀	2
松阪市民病院	松阪	3
済生会松阪総合病院	松阪	3
松阪中央総合病院	松阪	2
伊勢赤十字病院	南勢志摩	5
市立伊勢総合病院	南勢志摩	1
県立志摩病院	南勢志摩	2
尾鷲総合病院	紀北	1
紀南病院	紀南	1

- ②県は、EMISを「警戒（災害）モード」に切り替える。
 ③DMA T指定病院は待機状況についてEMISへ入力する。

（2）三重DMA Tの派遣要請

< A. 県内外大規模災害発生時 >

- ・県は、前記「4 [2] 派遣要請」基準に照らし、三重DMA T・SCU連絡協議会会長と調整のうえ、DMA Tの派遣が必要と判断した場合、電話またはEMISによりDMA T指定病院に派遣要請を行うとともに、「DMA T三重県調整本部」を設置する。
- ・県からの派遣要請は、原則として、下記の順に行う。但し、DMA Tの待機状況や被災地域を勘案し柔軟に対応する。

【三重DMA T派遣順（案）】

派遣順	医療機関名	チーム数	備考
1	県立総合医療センター	4	基幹：救命救急センター
2	伊勢赤十字病院	5	救命救急センター
3	三重大学医学部附属病院	3	救命救急センター
4	市立四日市病院	2	救命救急センター
5	三重中央医療センター	3	
6	松阪市民病院	3	
7	済生会松阪総合病院	3	
8	鈴鹿中央総合病院	2	
9	松阪中央総合病院	2	
10	名張市立病院	2	
11	県立志摩病院	2	
12	三重北医療センターいなべ総合病院	1	
13	上野総合市民病院	1	
14	市立伊勢総合病院	1	
15	尾鷲総合病院	1	
16	紀南病院	1	

※各病院から1チームずつの派遣を基本とする。

医療提供体制に従うものとする。

※局所災害としての対応が必要と判断した場合は、他の2病院に連絡する。なお、局所災害の当否を判断するのが困難な場合は、他の2病院と相談することができる。

自院のみで対応可能であり、自院からDMA Tを派遣する場合は、速やかにDMA Tを派遣する旨を県に報告し承認を得る。

また、自院のみでは対応困難で近隣の救急医療機関や災害拠点病院による受け入れやDMA T派遣が必要と判断した場合は、以下の対応を行う。

上記(iii)が該当する場合

- 周辺地域の二次輪番病院（DMA T指定病院を含む。）に対して、局所災害が発生しているため、積極的な患者受け入れを要請するよう、県に依頼する。（連絡先は別表4のとおり）

上記(i)または(ii)に該当する状況であって、DMA T派遣が必要と判断した場合

- 自院DMA Tを迅速に派遣可能な場合は、先遣隊として派遣する。
※県からの派遣要請前でも可能とする
 - 県にDMA T待機要請を依頼する。（連絡先は別表4のとおり）
 - 県内DMA T登録者の待機状況をもとに、災害現場派遣調整を行う。
- ※調整にあたっては、EMISの登録状況をもとにした調整を基本としつつ、必要に応じて直接電話等により調整を行う。
- DMA Tの派遣が決まり次第、DMA Tを派遣する旨、通報のあった消防本部に連絡を行う。（DMA Tを派遣する病院名も合わせて報告）

(3) 依頼を受けた県庁の対応（県地域医療推進課）

上記(iii)が該当する場合

- 医療ネットみえの一斉通報機能（FAX及びメール）により周辺地域の二次輪番病院（DMA T指定病院を含む。）に対して積極的な患者受入要請を行うとともに、搬送受入れ可能患者数を医療ネットみえに入力するよう要請する。

※消防機関は、入力された搬送受入れ可能患者数の情報をもとに搬送先を検討・選定する。

上記(i)または(ii)に該当する状況であって、DMA T派遣が必要と判断した場合

- EMISを警戒（災害）モードに切り替えるとともに、県内DMA T登録者に対して待機要請を行う。
- ※待機要請について、県内DMA Tに対してはEMISの一斉通報機能（メール）により、各DMA T指定病院に対しては医療ネットみえの一斉通報機能（FAX及びメール）により要請する。
- 三重DMA T・SCU連絡協議会会長に連絡する。

(4) DMA Tを派遣する医療機関の対応（三重DMA T指定病院）

DMA T待機要請を受けたDMA T指定病院は、病院長等への報告を行ったうえで、災害時の体制をとるとともに、DMA T待機情報をEMISに登録する。

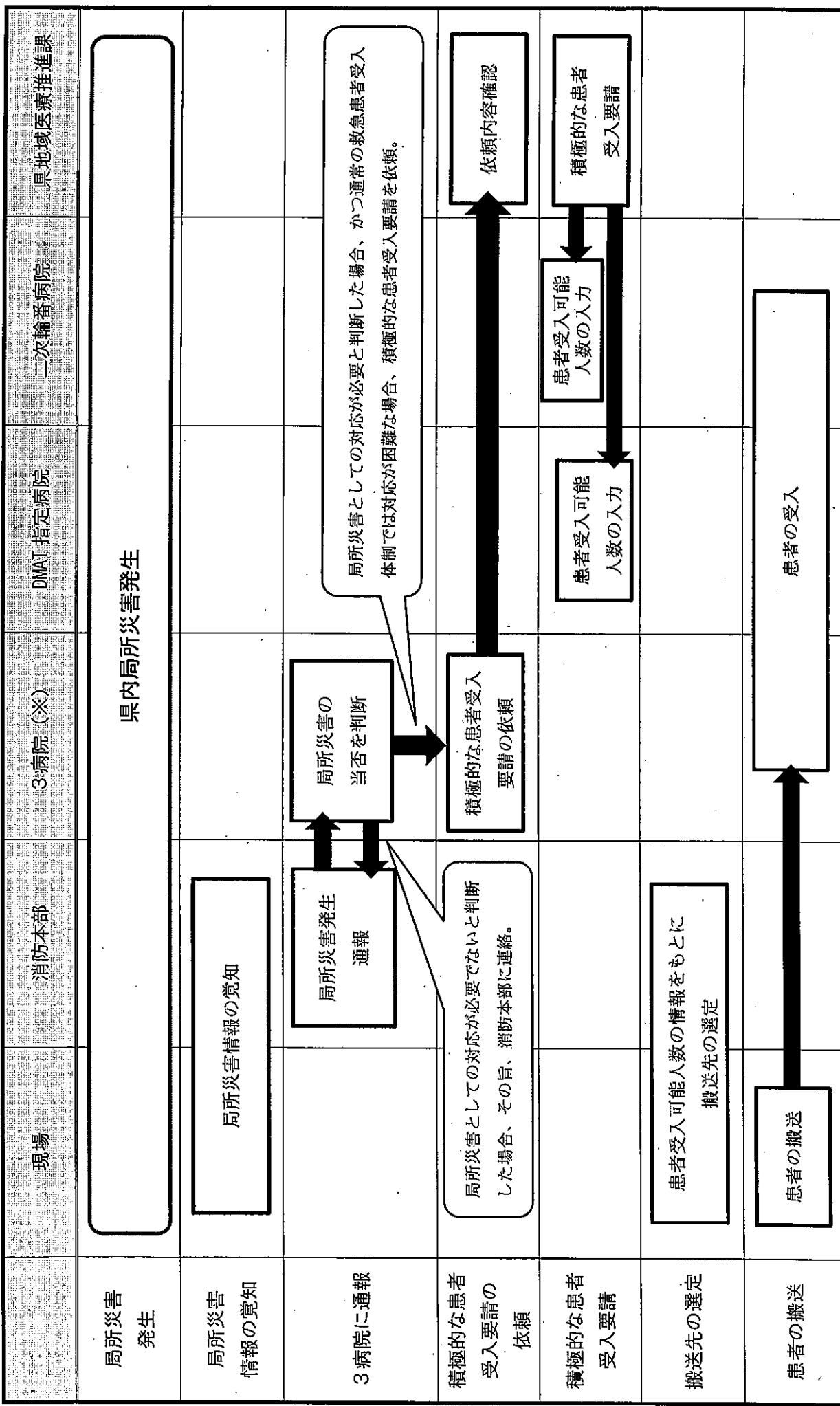
別表1 局所災害発生通報【消防本部⇒最寄りの3病院】

消防本部名	通報先順		
	①	②	③
桑名市消防本部			
四日市市消防本部			
菰野町消防本部	県立総合医療センター	三重大学医学部附属病院	伊勢赤十字病院
鈴鹿市消防本部			
亀山市消防本部			
津市消防本部	三重大学医学部附属病院	県立総合医療センター	伊勢赤十字病院
松阪地区広域消防組合 消防本部			
伊賀市消防本部	三重大学医学部附属病院	伊勢赤十字病院	県立総合医療センター
名張市消防本部			
伊勢市消防本部			
鳥羽市消防本部			
志摩広域消防組合 消防本部			
紀勢地区広域消防組合 消防本部	伊勢赤十字病院	三重大学医学部附属病院	県立総合医療センター
三重紀北消防組合 消防本部			
熊野市消防本部			

※本表は、消防本部から最寄りの3病院（県立総合医療センター・三重大学医学部附属病院・伊勢赤十字病院）への局所災害発生通報をする際の通報先の参考です。

※被災地の場所や災害状況を勘案して柔軟に対応する必要があります。

別紙1－1 県内局所災害発生フロー図【救急患者受け入れ体制】



※3病院：県立総合医療センター、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院のうち局所災害情報を覺知した消防本部から最寄りの病院

別紙2

☆ D M A T 指定病院連絡先

この連絡先は、災害時におけるD M A T 指定病院と県とのD M A T の派遣要請や情報共有を迅速・的確に行うことの目的として共有するものであり、その他の目的で使用しないこと。また、個人情報（携帯電話番号）を含むことから、管理・取り扱いについては十分に注意すること。

指定病院名等	第1連絡先			第2連絡先		
	名前	携帯電話番号	名前	携帯電話番号	名前	携帯電話番号
いなべ総合病院	〇〇 〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	△△ △△	△△△-△△△-△△△△△		
県立総合医療センター						
市立四日市病院						
鈴鹿中央総合病院						
三重大学医学部附属病院						
三重中央医療センター						
上野総合市民病院						
名張市立病院						
松阪市民病院						
清生会松阪総合病院						
松阪中央総合病院						
伊勢赤十字病院						
市立伊勢総合病院						
県立志摩病院						
尾鷲総合病院						
紀南病院						
三重県地域医療推進課						